

○山形県医療給付事業補助金交付規程

昭和 48 年 10 月 19 日山形県告示第 1424 号

改正

昭和 49 年 3 月 25 日告示第 383 号
昭和 49 年 12 月 25 日告示第 1942 号
昭和 50 年 3 月 28 日告示第 405 号
昭和 50 年 11 月 19 日告示第 1662 号
昭和 51 年 5 月 10 日告示第 668 号
昭和 52 年 6 月 6 日告示第 916 号
昭和 53 年 4 月 17 日告示第 653 号
昭和 54 年 7 月 25 日告示第 1220 号
昭和 55 年 5 月 19 日告示第 806 号
昭和 56 年 5 月 6 日告示第 747 号
昭和 57 年 5 月 19 日告示第 790 号
昭和 57 年 11 月 8 日告示第 1875 号
昭和 58 年 3 月 16 日告示第 411 号
昭和 58 年 5 月 10 日告示第 746 号
昭和 59 年 6 月 12 日告示第 757 号
昭和 59 年 7 月 6 日告示第 892 号
昭和 60 年 3 月 30 日告示第 370 号
昭和 60 年 9 月 3 日告示第 1140 号
昭和 62 年 2 月 20 日告示第 234 号
昭和 62 年 3 月 6 日告示第 299 号
昭和 62 年 7 月 14 日告示第 1006 号
昭和 63 年 5 月 13 日告示第 579 号
平成元年 4 月 28 日告示第 504 号
平成 4 年 2 月 14 日告示第 175 号
平成 5 年 4 月 2 日告示第 359 号
平成 6 年 3 月 25 日告示第 273 号
平成 6 年 4 月 22 日告示第 422 号
平成 6 年 9 月 9 日告示第 960 号
平成 7 年 5 月 9 日告示第 505 号
平成 8 年 5 月 10 日告示第 493 号
平成 9 年 5 月 9 日告示第 498 号
平成 9 年 7 月 22 日告示第 756 号
平成 10 年 5 月 1 日告示第 451 号
平成 11 年 3 月 30 日告示第 313 号
平成 11 年 4 月 30 日告示第 456 号
平成 12 年 3 月 28 日告示第 268 号
平成 12 年 12 月 26 日告示第 1013 号
平成 13 年 3 月 21 日告示第 194 号
平成 14 年 3 月 31 日告示第 341 号
平成 14 年 8 月 27 日告示第 863 号
平成 15 年 3 月 11 日告示第 194 号
平成 16 年 3 月 19 日告示第 316 号
平成 17 年 3 月 18 日告示第 216 号
平成 18 年 3 月 31 日告示第 278 号
平成 18 年 4 月 21 日告示第 442 号
平成 19 年 3 月 16 日告示第 229 号
平成 20 年 1 月 11 日告示第 22 号
平成 20 年 3 月 28 日告示第 291 号
平成 21 年 3 月 24 日告示第 219 号
平成 22 年 3 月 26 日告示第 228 号

平成 24 年 6 月 1 日告示第 557 号
平成 25 年 6 月 7 日告示第 569 号
平成 26 年 6 月 6 日告示第 567 号
平成 26 年 9 月 30 日告示第 833 号

山形県医療給付事業補助金交付規程を次のように定める。

山形県医療給付事業補助金交付規程

(目的及び交付)

第 1 条 知事は、重度心身障がい者（別表第 1 第 1 項第 1 号に掲げる者をいう。）、乳幼児等及び母子家庭等の医療を確保し、社会福祉の増進を図るため、市町村（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 1 項の広域連合を含む。以下同じ。）が療養の給付又は療養費の支給等の事業を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和 35 年 8 月県規則第 59 号。以下「規則」という。）及びこの規程の定めるところにより、予算の範囲内で当該市町村に対し補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助金の額)

第 2 条 補助の対象となる経費は、別表第 1 及び別表第 2 に定めるとおりとし、補助金の額は、当該補助対象経費の 2 分の 1 の額とする。

(補助金の交付申請)

第 3 条 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第 1 号）
- (2) 歳入歳出予算書抄本
- (3) 補助事業に係る市町村の条例、規則、要綱等

(補助金の変更交付申請)

第 4 条 第 2 条に規定する費用の額等の変更により前条の補助金交付申請書の内容を変更する必要があるときは、補助金変更交付申請書（別記様式第 2 号）に、次に掲げる書類を添付して知事が別に定める日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第 1 号）
- (2) 歳入歳出予算書抄本

(実績報告書)

第 5 条 事業実績報告書の提出期限は、補助金の交付に係る年度の翌年度の 4 月 30 日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第 1 号）
- (2) 歳入歳出決算見込書

(概算払)

第 6 条 この補助金については、概算払いとする。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、昭和 48 年 10 月 1 日の医療行為に係るものから適用する。
- 2 昭和 48 年度に限り、老人医療給付事業に係る補助金交付申請を除き、第 3 条中「4 月 30 日」とあるのは「11 月 30 日」と読み替えるものとする。
- 3 この規程の施行の日の前日において、既になされたこの規程による老人医療給付事業に相当する老人医療給付事業に係る補助金の交付申請、交付決定、概算払等の行為は、この規程の相当規定によりなされた行為とみなす。
- 4 平成 18 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日までの間における別表第 1 第 1 項第 2 号の規定の適用については、同号中「児童手当法施行令第 11 条において準用する同令第 1 条」とあるのは、「児童手当法施行令等の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 155 号）による改正前の児童手当法施行令第 11 条において準用する同令第 1 条」とする。

附 則（昭和 49 年 3 月 25 日告示第 383 号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和 49 年 3 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 49 年 12 月 25 日告示第 1942 号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和 49 年度分の補助金から適用する。

附 則（昭和 50 年 3 月 28 日告示第 405 号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和 49 年度分の補助金から適用する。ただし、別表第 1 の 1、対象経費の項第 2 号の改正規定は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 50 年 11 月 19 日告示第 1662 号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和 50 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 51 年 5 月 10 日告示第 668 号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和 51 年度分以後の補助金について適用する。

附 則（昭和 52 年 6 月 6 日告示第 916 号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和 52 年度分以後の補助金について適用する。

附 則（昭和 53 年 4 月 17 日告示第 653 号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和 53 年度分以後の補助金について適用する。

附 則（昭和 54 年 7 月 25 日告示第 1220 号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和 54 年度分以後の補助金について適用する。

附 則（昭和 55 年 5 月 19 日告示第 806 号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和 55 年度分以後の補助金について適用する。

附 則（昭和 56 年 5 月 6 日告示第 747 号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和 56 年度分以後の補助金について適用する。

附 則（昭和 57 年 5 月 19 日告示第 790 号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和 57 年度分以後の補助金について適用する。

附 則（昭和 57 年 11 月 8 日告示第 1875 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 58 年 3 月 16 日告示第 411 号）

1 この規程は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の山形県医療給付事業補助金交付規程（以下「改正後の規程」という。）別表第 1 の規定は、昭和 58 年 2 月 1 日以後に行われた療養に係る経費について適用し、同日前の療養に係る経費については、なお従前の例による。

3 改正後の規程第 5 条の規定により提出すべき昭和 57 年度分の補助金に係る事業実績報告書の様式は、改正後の別記様式第 1 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和 58 年 5 月 10 日告示第 746 号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和 58 年度分以後の補助金について適用する。

附 則（昭和 59 年 6 月 12 日告示第 757 号）

1 この規程は、昭和 59 年 10 月 1 日から施行する。

2 改正後の別表第 1 の規定は、昭和 59 年 10 月 1 日以後に行われた療養に係る経費について適用し、同日前の療養に係る経費については、なお従前の例による。

附 則（昭和 59 年 7 月 6 日告示第 892 号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和 59 年度分以後の補助金について適用する。

附 則（昭和 60 年 3 月 30 日告示第 370 号）

この規程は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 9 月 3 日告示第 1140 号）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の別表第 2 の規定は、昭和 60 年度分以後の補助金について適用する。

附 則（昭和 62 年 2 月 20 日告示第 234 号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和 61 年度分以後の補助金について適用する。

附 則（昭和 62 年 3 月 6 日告示第 299 号）

1 この規程中別表第 1 第 1 項の改正規定は公布の日から、同表第 2 項第 5 号の改正規定は昭和 62 年 7 月 1 日から施行する。

2 この規程（別表第 1 第 1 項の改正規定を除く。）による改正後の別表第 1 の規定は、昭和 62 年 7 月 1 日以後に行われた療養に係る経費について適用し、同日前の療養に係る経費については、なお従前の例による。

附 則（昭和 62 年 7 月 14 日告示第 1006 号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和 62 年度分以後の補助金について適用する。

附 則（昭和 63 年 5 月 13 日告示第 579 号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和 63 年度分以後の補助金について適用する。

附 則（平成元年 4 月 28 日告示第 504 号）

1 この規程は、平成元年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条及び別表第 2 の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規程による改正後の第 7 条及び別表第 2 の規定は、平成元年度分の補助金につい

て適用し、昭和 63 年度分の補助金については、なお従前の例による。

- 3 この規程による改正後の別表第 1 の規定は、平成元年 10 月 1 日以後に行われた療養に係る経費について適用し、同日前の療養に係る経費については、なお従前の例による。

附 則（平成 4 年 2 月 14 日告示第 175 号）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 第 2 項第 5 号の改正規定は、平成 4 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の別表第 1 第 2 項第 5 号の規定は、平成 4 年 7 月 1 日以後に行われた療養に係る経費について適用し、同日前に行われた療養に係る経費については、なお従前の例による。

附 則（平成 5 年 4 月 2 日告示第 359 号）

この規程は、公布の日から施行し、平成 5 年度以後の補助金について適用する。

附 則（平成 6 年 3 月 25 日告示第 273 号）

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 4 月 22 日告示第 422 号）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の山形県医療給付事業補助金交付規程の規定は、平成 6 年度分以後の補助金について適用する。

附 則（平成 6 年 9 月 9 日告示第 960 号）

- 1 この規程は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 の規定は、平成 6 年 10 月 1 日以後に行われた療養に係る経費について適用し、同日前に行われた療養に係る経費については、なお従前の例による。

附 則（平成 7 年 5 月 9 日告示第 505 号）

- 1 この規程中、別表第 1 の改正規定は平成 7 年 7 月 1 日から、別表第 2 の改正規定は公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 の規定は、平成 7 年 7 月 1 日以後に行われた療養に係る経費について適用し、同日前に行われた療養に係る経費については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第 2 の規定は、平成 7 年度分以後の補助金について適用する。

附 則（平成 8 年 5 月 10 日告示第 493 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定及び附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置等）

- 2 改正後の別表第 1 の規定は、平成 8 年 7 月 1 日以後に行われた療養に係る経費について適用し、同日前に行われた療養に係る経費については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第 2 の規定は、平成 8 年度分以後の補助金について適用する。

附 則（平成 9 年 5 月 9 日告示第 498 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定及び附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置等）

- 2 改正後の別表第 1 の規定は、平成 9 年 7 月 1 日以後に行われた療養に係る経費について適用し、同日前に行われた療養に係る経費については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第 2 の規定は、平成 9 年度分以後の補助金について適用する。

附 則（平成 9 年 7 月 22 日告示第 756 号）

- 1 この規程は、平成 9 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 の規定は、平成 9 年 9 月 1 日以後に行われた療養に係る経費について適用し、同日前に行われた療養に係る経費については、なお従前の例による。

附 則（平成 10 年 5 月 1 日告示第 451 号）

- 1 この規程は、平成 10 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 の規定は、平成 10 年 7 月 1 日以後に行われた療養に係る経費について適用し、同日前に行われた療養に係る経費については、なお従前の例による。

附 則（平成 11 年 3 月 30 日告示第 313 号）

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 4 月 30 日告示第 456 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 11 年 7 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 第 1 項及び別表第 2 の改正規定並びに附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置等)
- 2 改正後の別表第 1 第 2 項の規定は、平成 11 年 7 月 1 日以後に行われた療養に係る経費について適用し、同日前に行われた療養に係る経費については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第 2 の規定は、平成 11 年度分以後の補助金について適用する。
附 則 (平成 12 年 3 月 28 日告示第 268 号)
この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
附 則 (平成 12 年 12 月 26 日告示第 1013 号)
(施行期日)
- 1 この規程は、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表第 1 の規定は、平成 13 年 1 月 1 日以後に行われた療養に係る経費について適用し、同日前に行われた療養に係る経費については、なお従前の例による。
- 3 平成 13 年 1 月 1 日から同月 5 日までの間は、改正後の別表第 1 第 1 項中「厚生労働大臣」とあるのは、「厚生大臣」とする。
附 則 (平成 13 年 3 月 21 日告示第 194 号)
(施行期日)
- 1 この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 第 1 項第 2 号の改正規定及び附則第 3 項の規定は、同年 7 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程 (前項ただし書に規定する改正規定を除く。) による改正後の別表第 1 の規定は、平成 13 年 4 月 1 日以後に行われた療養に係る経費について適用し、同日前に行われた療養に係る経費については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第 1 第 1 項第 2 号の規定は、平成 13 年 7 月 1 日以後に行われた療養に係る経費について適用し、同日前に行われた療養に係る経費については、なお従前の例による。
- 4 山形県医療給付事業補助金交付規程の規定に基づき交付された平成 12 年度分の補助金に関して知事に提出すべき書類の部数は、なお従前の例による。
附 則 (平成 14 年 3 月 31 日告示第 341 号)
(施行期日)
- 1 この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表第 1 の規定は、平成 14 年 4 月 1 日以後に行われた療養に係る経費について適用し、同日前に行われた療養に係る経費については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第 2 の規定は、平成 14 年度分以後の補助金について適用する。
附 則 (平成 14 年 8 月 27 日告示第 863 号)
- 1 この規程は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 の規定は、平成 14 年 10 月 1 日以後に行われた療養に係る経費について適用し、同日前に行われた療養に係る経費については、なお従前の例による。
附 則 (平成 15 年 3 月 11 日告示第 194 号)
- 1 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 2 の規定は、平成 15 年度分以後の補助金について適用する。
附 則 (平成 16 年 3 月 19 日告示第 316 号)
- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 第 1 項第 2 号の改正規定は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に乳幼児医療の対象となっている者については、この規程により乳幼児医療の対象となった者とみなす。
附 則 (平成 17 年 3 月 18 日告示第 216 号)
- 1 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の山形県医療給付事業補助金交付規程の規定は、平成 17 年度分以後の補助金について適用する。
附 則 (平成 18 年 3 月 31 日告示第 278 号)
(施行期日)

1 この規程は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 第 1 項第 1 号の改正規定（知的障害者援護施設に係る施設訓練等支援費の支給対象者及び知的障害者援護施設措置費の支弁対象者に係る部分に限る。）、同項第 3 号の改正規定、同表第 2 項の改正規定（「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成 6 年厚生省告示第 54 号）、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成 6 年厚生省告示第 237 号）及び訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定に関する基準（平成 6 年厚生省告示第 296 号）」を「診療報酬の算定方法（平成 18 年厚生労働省告示第 92 号）及び訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成 18 年厚生労働省告示第 102 号）」に改める部分に限る。）及び別表第 2 第 2 項第 2 号の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の別表第 2 の規定は、平成 18 年度分以後の補助金について適用する。

（経過措置）

3 この規程の施行の日の前日から引き続き乳幼児医療の対象となっている者に係る所得制限については、なお従前の例による。

4 平成 18 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日までの間における改正後の別表第 1 第 2 項の規定の適用については、同項中「及び訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成 18 年厚生労働省告示第 102 号）」とあるのは、「、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 99 号）及び訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成 18 年厚生労働省告示第 102 号）」とする。

附 則（平成 18 年 4 月 21 日告示第 442 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 16 日告示第 229 号）

この規程は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 第 1 項の改正規定（同項第 1 号中「重度心身障害（児）者医療」を「重度心身障がい（児）者医療」に改める部分並びに同号イ及びニの改正規定を除く。）は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 1 月 11 日告示第 22 号）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 28 日告示第 291 号）

この規程は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 第 2 項の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 24 日告示第 219 号）

（施行期日）

1 この規程は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定及び附則第 3 項の規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 第 2 条の規定による改正後の山形県医療給付事業補助金交付規程別表第 1 の規定は、平成 21 年度分以後の補助金について適用する。

（経過措置）

3 第 1 条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の山形県医療給付事業補助金交付規程別表第 1 に規定する乳幼児医療の対象となっている者については、同条の規定による改正後の山形県医療給付事業補助金交付規程別表第 1 に規定する子育て支援医療の対象となった者とみなす。

附 則（平成 22 年 3 月 26 日告示第 228 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 第 1 項第 3 号イの改正規定は、同年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 6 月 1 日告示第 557 号）

1 この規程は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

2 改正後の別表第 1 及び別表第 3 の規定は、平成 24 年 7 月 1 日以後に行われた療養に係る経費について適用し、同日前行われた療養に係る経費については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 6 月 7 日告示第 569 号）

1 この規程は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

2 改正後の別表第1第1項第2号及び別表第3の規定は、平成25年10月1日以後に行われた療養に係る経費について適用する。

附 則（平成26年6月6日告示第567号）

1 この規程は、平成26年7月1日から施行する。

2 改正後の別表第1及び別表第3の規定は、平成26年7月1日以後に行われた療養に係る経費について適用する。

附 則（平成26年9月30日告示第833号）

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

別表第1 医療に要する経費

1 対象経費

健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）（以下「社会保険各法」という。）の規定による被扶養者又は被保険者で、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める者が療養を受けた場合にその療養に要した費用（別表第3第5号から第7号までに掲げる者が、診察、薬剤若しくは治療材料の支給、処置、手術その他の治療又は居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護（以下「外来療養」という。）並びに健康保険法第88条第1項の規定による指定訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）を受ける場合の費用を除く。）のうち次項の規定により算定した額に相当する部分について市町村が支出した経費

(1) 重度心身障がい（児）者医療

次のいずれかに該当する者。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者、児童福祉施設措置費（医療費に係るものに限る。）の支弁対象者、前年の所得（1月から6月までの間に受ける医療に係る医療費については、前前年の所得とする。以下この項において同じ。）について所得税が課された者（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）がいる者のうち、当該年の末日（当該扶養親族が当該年の中途において死亡した場合にあつては、死亡した日。以下この号において「所得税に係る判定日」という。）における年齢が16歳未満の扶養親族がいるものにあつては当該扶養親族1人につき38万円を同法に規定する扶養控除の例により控除するものとして、所得税に係る判定日における年齢が16歳以上19歳未満の扶養親族がいるものにあつては当該扶養親族1人につき控除する同法に規定する扶養控除の額を63万円として所得税を計算した場合に、所得税が課されないこととなるもの（以下「想定所得税非課税者」という。）を除く。）及び前年の所得について所得税が課された者（想定所得税非課税者を除く。）に扶養されている者のうち高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項第1号の規定に該当する者並びに医療を受ける月の属する年度（医療を受ける月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。以下「市町村民税所得割」という。）の額が23万5千円以上の者（扶養親族がいる者のうち、当該年度の初日の属する年の前年の末日（当該扶養親族が当該年の中途において死亡した場合にあつては、死亡した日。以下この号において「所得割に係る判定日」という。）における年齢が16歳未満の扶養親族がいるものにあつては当該扶養親族1人につき33万円を地方税法に規定する扶養控除の例により控除するものとして、所得割に係る判定日における年齢が16歳以上19歳未満の扶養親族がいるものにあつては当該扶養親族1人につき控除する同法に規定する扶養控除の額を45万円として市町村民税所得割を計算した場合に、その額が23万5千円未満となるものを除く。）を除く。

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による身体障害者手帳1級又は2級の所持者及び知的障がい者（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者をいう。）で知能指数35以下（肢体不自由等の障がい（身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害をいう。）を有する者にあつては、50以下）のもの

ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定に

よる精神障害者保健福祉手帳 1 級の所持者

- ハ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）の規定による障害等級 1 級の障害基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第 23 条第 2 項又は第 25 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による障害等級 1 級の障害基礎年金及び国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定する年金たる給付に該当する障害等級 1 級の障害年金を含む。）の受給権者
- ニ 精神障がい者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 5 条に規定する精神障害者をいう。）で、恩給法（大正 12 年法律第 48 号）の規定による特別項症又は第 1 項症の増加恩給、国民年金法の規定による障害等級 1 級の障害基礎年金、その他公的年金各法の障害等級 1 級の障害年金の受給権者
- ホ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）第 2 条第 1 項に規定する障害児で特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和 50 年政令第 207 号）別表第 3 の 1 級の項に規定する程度の障害の状態にあるもの及び同令別表第 1 に規定する程度の障害の状態にある 20 歳以上の者

(2) 子育て支援医療

出生の日から 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者（生活保護法による被保護者及び児童福祉施設措置費（医療費に係るものに限る。）の支弁対象者を除く。以下「乳幼児等」という。）

(3) ひとり親家庭等医療

次のいずれかに該当する者。ただし、生活保護法による被保護者、児童福祉施設措置費（医療費に係るものに限る。）の支弁対象者及び第 1 号に掲げる者を除く。

イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 1 項に規定する配偶者のない女子若しくは同条第 2 項に規定する配偶者のない男子又は配偶者（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 1 条第 3 項に規定する配偶者をいう。）が同法第 10 条第 1 項の規定による命令を受けた者であつて、当該命令の効力が生じた日から起算して同項第 1 号若しくは第 2 号に規定する期間を経過していないもの（同法第 17 条第 1 項の規定により当該命令が取り消されたものを除く。）で 18 歳以下の児童（19 歳に達する日の属する月にあつては、18 歳以下の児童とみなす。以下同じ。）を扶養しているもの。ただし、前年の所得について所得税が課された者（想定所得税非課税者を除く。）を除く。

ロ イに掲げる者に扶養されている 18 歳以下の児童

ハ 母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第 3 条第 1 項に規定する父母のない児童で 18 歳以下のもの。ただし、前年の所得について所得税が課された者（想定所得税非課税者を除く。）に養育されている者を除く。

2 算定方法

社会保険各法の規定により、保険給付の対象となり療養を受けた場合に、診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）及び訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 67 号）の規定により算定した総医療費の額から次の各号に掲げる額（受けた療養が前項第 1 号の医療で前年の所得（1 月から 6 月までの間に受ける医療に係る医療費については、前前年の所得とする。）について所得税が課された者（想定所得税非課税者を除く。）及びそれ以外の者で前年の所得（1 月から 6 月までの間に受ける医療に係る医療費については、前前年の所得とする。）について所得税が課された者（想定所得税非課税者を除く。）に扶養されているものに係るもの並びに前項第 2 号の医療で別表第 3 の左欄に掲げる乳幼児等の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる日の属する年の前年の所得（1 月から 6 月までの間に出生した者に係る医療費については、前前年の所得とする。）について所得税が課された者（想定所得税非課税者を除く。）に扶養されている者で、同表第 3 号から第 7 号までに掲げるものであり、かつ、1 人目又は 2 人目である乳幼児等に係るもの以外の場合並びに前項第 3 号に規定する医療に係るものの場合にあつては、第 1 号から第 4 号までに掲げる額）を控除した額

(1) 社会保険各法の規定により、保険者の負担すべき額（法定給付額）

(2) 社会保険各法の規定に基づき定めた規約又は定款若しくは運営規則等で、社会保険各法に規定する保険給付にあわせて、これに準ずる給付を行う旨の定めをした

場合は、その規定に基づき医療給付を受けることのできる額（附加給付額）

- (3) 他の法令等の規定により、国又は地方公共団体の負担において医療に関する給付を受けることのできる額（その他の給付額）
- (4) 療養の事由が、第三者の行為によるものであり、かつ、その者から医療費に相当する損害賠償を受けたときは、その額（その他の給付額）
- (5) 前項第1号に規定する者が外来療養並びに病院又は診療所（以下「保険医療機関」という。）への入院及びその療養に伴う世話その他の看護（以下「入院療養」という。）を受ける場合は、診療報酬の算定方法の規定により算定した医療費の額に、高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項第1号で定める割合を乗じて得た額（同一月、同一保険医療機関ごとに外来療養にあつては高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第15条第3項第1号に規定する額、入院療養にあつては同条第1項第1号に規定する額を超える場合にあつては、当該規定する額）、前項第2号に規定する者が外来療養を受ける場合は、保険医療機関ごとに1日につき530円（その額が総医療費から前各号の規定による額を控除した額を超える場合は当該控除した額とし、同一月、同一保険医療機関において5回以上診療を受けた場合における5回目以降の診療にあつては0円とする。）、入院療養を受ける場合は、保険医療機関ごとに1日につき1,200円（総医療費から前各号の規定による額を控除した額が当該一部負担金の額に相当する額よりも少額の場合は、当該控除した額）（一部負担金の額）
- (6) 前項第1号に規定する者が指定訪問看護を受ける場合は、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の規定により算定した指定訪問看護の費用の額に、高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項第1号で定める割合を乗じて得た額（同一月、同一訪問看護ステーションごとに高齢者の医療の確保に関する法律施行令第15条第3項第1号に規定する額を超える場合にあつては、当該規定する額）、前項第2号に規定する者が指定訪問看護を受ける場合は、訪問看護ステーションごとに1日につき600円（総医療費から第1号から第4号までの規定による額を控除した額が当該算定した額に相当する額よりも少額の場合は当該控除した額とし、同一月、同一訪問看護ステーションにおいて6回以上指定訪問看護を受けた場合における6回目以降の指定訪問看護にあつては0円とする。）（基本利用料）

別表第2 事務に要する経費

1 対象経費

県内の医療機関に対する協力費及び山形県国民健康保険団体連合会に対する事務委託に要する費用で、2算定方法各号により算定した額について、市町村が支出した経費

2 算定方法

- (1) 県内医療機関に対する協力費は、1件50円の額
- (2) 山形県国民健康保険団体連合会の事務委託料は、1件30円の額

別表第3 乳幼児等の区分

(1) 出生の日から1歳に達する日の属する月の末日までの間にある者	出生の日
(2) 1歳又は2歳に達した日の属する月の初日（子育て支援医療を受けていた場合にあつては、1歳又は2歳に達した日の属する月の翌月の初日）から次の年齢に達する日の属する月の末日までの間にある者	1歳又は2歳に達した日
(3) 3歳から8歳までの各年齢に達した日の属する月の初日（子育て支援医療を受けていた場合にあつては、各年齢に達した日の属する月の翌月の初日）から次の年齢に達する日の属する月の末日までの間にある者	各年齢に達した日
(4) 9歳に達した日の属する月の初日（子育て支援医療を受けていた場合にあつては、9歳に達した日の属する月の翌月の初日）から9歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者	9歳に達した日
(5) 9歳に達した日以後の最初の4月1日から10歳に達する日	9歳に達した日

の属する月の末日までの間にある者	
(6) 10歳から14歳までの各年齢に達した日の属する月の初日(子育て支援医療を受けていた場合にあつては、各年齢に達した日の属する月の翌月の初日)から次の年齢に達する日の属する月の末日までの間にある者	各年齢に達した日
(7) 15歳に達した日の属する月の初日(子育て支援医療を受けていた場合にあつては、15歳に達した日の属する月の翌月の初日)から15歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者	15歳に達した日

別記

様式第1号

医療給付事業計画(実績)書

1 制度の概要

市町村名 _____

医療の種類	1 重度心身障がい(児)者	対象 人員	国保	人	期間	自	年	月	日
	2 子育て支援		社保	人		至	年	月	日
	3 ひとり親家庭等		後期	人					

2 医療費等所要見込(実績)額

(単位 円)

区分	件数	総医療費 (総事務費) A	控除額				補助対象経費 (A-B) C	補助所要額 (C × 1/2) D	交付決定(済)額 E	過不足額 (D-E) G	備考
			法定給付額等	返還金	一部負担金等	計 B					
医療費	現物給付										
	現金給付										
	小計										
事務費	医療機関協力費										
	国保連取扱手数料										
	小計										
合計											

(注)「法定給付額等」の欄には別表第1の2算定方法の項第1号から第3号までに該当する額を、「一部負担金等」の欄には同項第5号及び第6号に該当する額を記入すること。

様式第2号

番 号
年 月 日

山形県知事 殿

市町村長 印

重度心身障がい（児）者
年度 子 育 て 支 援 医療給付事業補助金変更交付申請書
ひとり親家庭等

年 月 日付け第 号をもって交付決定のあつた標記補助金について、次のとおり変更されるよう関係書類を添えて申請します。

1 変更交付申請額 金 円
内訳 県補助金既交付決定額 金 円
変更後県補助金申請額 金 円

2 変更を必要とする理由